

しゅうまい

朝鮮3.1独立運動記念集会

「慰安婦」問題の責任を果たすために

08年2月29日に神奈川県民センターで、この時期に恒例となっている、「かながわ歴史教育を考える市民の会」の主催による朝鮮3・1独立運動記念集会「『慰安婦』問題の責任を果たすために」が開催された。

主催者挨拶のあと、後援している神奈川平和運動センターの事務局次長である本間さんから、挨拶があった。調査が進行中のイージス艦「あたご」の問題に触れ、事故を起こしたらすぐに人命救助をとというのが基本であるのに、それが即座に行われなかったことは問題とされていない。軍隊は人を助けない、ということが再び明らかになった。そして、連絡がどうであったかや責任問題などがマスコミの話題の中心となっている。つまり有事の体制としてどうであったかだけが問題となっている。人を守らず、軍を守り、発表にはウソがある、ということは昔から変わっていない。人の命さえも軍の体制強化に使われてしまう。神奈川の基地強化に対して、ますます力を入れて反対運動をしていきたい、という力強い挨拶であった。

今回の集会の中心は、東京造形大学の前田朗さんによる「『慰安婦（性奴隷）問題』米議会・EU議会決議の意味 -被害者・支援者・NGOの国際連帯と国連人権機関-」という講演であった。参加者は約70人で会場がほぼいっぱいになる盛況であった。以下、その概要を報告する。

90年代から慰安婦問題が表に現れてきた。これは在日朝鮮人人権セミナーの活動で、朝鮮人学校の生徒は通学定期などに学割が使えないということのを何とか改善してほしいという取り組みの中で、国会で、歴史的経緯として「強制連行・慰安婦・南方派遣」の問題を取り上げたところ、慰安婦は民間

で行っていたことで調査できないという政府答弁があり、その答弁に対して軍に雇われた元慰安婦が異議を申し立てるという形で出てきた。

そして、それ以前から動きはあったのに、昨年、米議会が慰安婦問題に対する決議をあげることが大きく報道されるようになった。これは安倍発言のせいである。



その発言で、これまで日本政府はお詫びをすると言っていたのに、事実そのものを否定するような発言をし、謝罪はしないとやった。それを受けてワシントンポストやニューヨークタイムズが取り上げたことにより日本で大きく報道されるようになった。

この決議に対し、日本の外務省はアメリカの議員に対し、多額の金を使ってロビー活動を行い、議決に反対するよう求めた。また、保守系議員たちが決議をしないように意見広告を出したが、これが、アメリカの保守系議員にまで怒りを買った。その結果が、あの決議である。

この決議に対し、日本では、提出者のホンダ議員が自分の選挙地盤を固めるため、といった報道もあったが、彼は、前にやっていた人のあとを引き継いだだけである。また、イラク戦争への協力を引き出すための圧力であるといった見方もあったが、この件はアメリカだけが動いたのではなく、カナダ、オランダ、EUといったところが動いていることから単にアメリカだけの事情ではない。そして、最近の動きだけを見れば、西側先進国だけが決議をあげていることから、日本たたきという解釈をするマスコミもあった。しかし、それ以前から、アジア諸国も決議をあげている。

90年代からアジア連帯会議、グローバル・アライアンスなどが活動が続けてきた。しかし、裁判に訴えても良い判決が出ない中で、民間で裁判をやるということになり、2000年には女性国際戦犯法廷が開かれた。01年からの国際連帯協議会はアメリカ議会でのロビー活動を行い、その活動が今年の決議に結びついた。

また、95年に国連の人権委員会で日本人弁護士が慰安婦問題について発言をした。これに対し、日本政府は反論したが、この委員会で慰安婦問題を扱うことが決まり、いくつもの「重大人権侵害」「女性に対する暴力」「戦時性奴隷制」などの人権委員会報告書や勧告が出されてきている。

事実が報告されると、人権関係の人や組織はみな、このようなことが行われていたことに驚く。そして、96年、クマラワスミさんによって、国際法違反の法的責任と、道義的責任が日本政府にはあるといった人権委員会報告が出され、事実を認めよ、もっと調査せよ、被害者に謝罪せよ、学校教育で教えよ、責任者を追及し責任を取らせよといったことが勧告されている。このあと、リンダ・チャベスさんによる旧ユーゴスラビアの民族浄化の問題と慰安婦問題を扱った「戦時性奴隷制」人権小委員会報告がだされた。これを引き継ぐ形でゲイ・マクドゥーガルさんが、「戦時性奴隷制」人権小委員会報告として、戦時レイプは戦争犯罪である、慰安婦は奴隷禁止に違反する、とした。

しかし、日本政府は、1926年の奴隷条約を批准しておらず、「第2次大戦中も奴隷制は禁止されていない、そして現在でも、戦争中のレイプは犯罪ではない、また、もし、日本政府が責任を取らなくてはならない問題だとしても、それはサンフランシスコ講和条約、日韓友好条約、日中共同声明ですべて終わっている」という姿勢である。



また、ILO の条約適用委員会報告でも慰安婦は1932年のILO29号条約に違反しているとされている。国際法では、人道に対する犯罪には時効はない。

このように、被害者、被害者支援団体、被害国政府、日本の市民団体、研究者、弁護士、ジャーナリスト、国際機関など、様々なネットワークの中での動きとして、昨年の議決があるのであり、いくつかの国が国益のためにやっているという状況ではない。

強制連行はなかったなどという偽の議論に巻き込まれずに、国際法などから日本政府の責任を問うべきである。また、多くの人が戦後に生まれてその人たちに戦争責任はないとしても、日本政府にきちんと対応させてこなかったという戦後責任はあるのであり、その責任を果たすべきである。

これまでの裁判では良い判決が出なかったので、今後は、慰安婦問題に対する保障などを決めた法律を作るという動きを考えている。現在の政治状況では法律が通る可能性は低いが、国会で公聴会を開けることに大きな意味があると考えている。また、3月の初めには、国連人権理事会で慰安婦問題について発言をすることになっている。国内では日本政府は聞いてくれないが、人権理事会では政府に対してものが言える。この場を有効に使い次へとつなげていきたい。



報告 神奈川県高等学校教職員組合 飯川 賢

県教委による不起立者氏名収集の強行に抗議を！

— 2月6日、学校行事での国旗掲揚・国歌斉唱で県教委交渉 —

かながわ歴史教育を考える市民の会 佐藤満喜子

卒業式や入学式で国歌斉唱時に起立しなかった教職員の氏名を、神奈川県教育委員会が情報収集していることについて、県の2つの諮問機関（個人情報保護審査会、個人情報保護審議会）が「不適切」と答申したにもかかわらず、2月4日、神奈川県教育委員会はこの判断を退け、氏名収集を今後も続ける方針を決定した。条例上、答申に拘束力はないが、尊重されることが制度の前提であり、県が答申無視の決定をおこなったのは初めてである。

さらに、行政が設置した制度を自らないがしろにするという異常な事態であるにも係わらず、答申尊重を指導すべき松沢知事が、「答申は私の考え方と違う」「ケース・バイ・ケースで判断されるべき」と本末転倒の発言をし、県教委を支持したのも問題である。

不起立教職員の氏名収集については、昨年10月に専門家で構成する審査会が不起立は一定の思想信条に基づく行為であり、その氏名は県個人情報保護条例6条で取り扱いを禁じられた思想・信条情報にあたる>とし、<今後はあらかじめ審議会の意見を聞くこと

>との答申を出した。県教委は収集した氏名情報は廃棄したものの、収集続行のため、幅広い代表者で構成する審議会に、思想信条情報の「例外規定」に該当するかどうかの判断を諮問した。1月18日、審議会は<例外規定適用も不適切>との答申を提出。2月4日、大勢の報道陣も注目する中開かれた教育委員会議で、教育委員たちは、わずかな質疑（保護制度を理解できているとはとうてい思えない初歩的な質問だけ）で、答申拒否を了承してしまったというのがこの間の経緯である。

この決定直後の2月6日、学校行事における「日の丸・君が代」の扱いについて、神奈川県教育委員会高校教育課および子ども教育支援課と「かながわ歴史教育を考える市民の会」との話し合いが行われた。この面会は、昨年11月30日に県教委に提出した「学校における『日の丸』『君が代』の扱いと『思想・良心の自由』の確保についての申し入れ」に対する回答のために設定されたが、当日は、県教委および知事あての新たな抗議文を提出し、氏名収集問題にも多くの時間を割いた。

申し入れ項目のうち、「日の丸・君が代実施の指導と称する強制の禁止」「各学校や子どもの主体性を尊重した方法をとるよう市町村を指導すること」については、いずれも「法や学習指導要領に基づき指導している」等の紋切り型の回答に終始。一方、「議会などの政治の不当な介入の排除」については「県民の意見（都合のいい意見だけ？）や県議会の協議（やっぱり圧力に弱い?!）等を踏まえて」、「式の実施についての通知や調査をしないこと」については「今後も調査を継続」、「職務命令や処分を行わないこと」については「教員は職務上の責務を有する」、と言いたい文言はしっかり「回答」に書いている。

話し合いの席上県教委は、「起立はマナー・外形的行為」「不起立の理由は調査していないので思想信条には触れない」「処分は考えていない（「しない」とは言わなかったのが微妙?!）」など審議会委員に矛盾を突かれた見解を繰り返した。県民のプライバシーへの配慮や慎重さに触れる発言が一切なかったことが印象的であった。※（ ）内は筆者

さらに、答申の結論、つまり<収集は不適切>とした部分を無視し、補助的説明として添えられた<最終的な職権行使は県教委に委ねられている>との文言だけを取り上げて「答申無視ではない」と胸を張った。詭弁という他はない。日本語の読解力が不足しているのは、生徒ではなく県教委のようである。

神奈川県個人情報制度が骨抜きにされた。行政は、自分たちの思惑と異なる結果がでたら、制度は無視して良いという前例にさえなる。県民の抗議の声を届けてほしい。

※県教委からの回答文は別添を参照してください。

市民の会・総会案内のお知らせ

2008年度

かながわ歴史教育を考える市民の会総会と講演会は
5月31日（土） 1時半開会で

横浜市開港記念会館9号室

を予定しています。

皆様の参加をお待ちしています。



